2025年度　神戸市 外遊びの場を提供する人材養成業務委託　実施要領

(公募型プロポーザル)

1　案件名称

神戸市外遊びの場を提供する人材養成業務

2　業務内容に関する事項

（1）事業目的・概要

「神戸市外遊びの場を提供する人材養成業務」（以下「本業務」という。）は、自然の素材を使った遊びや季節を感じる遊びが体験できる地域の公園等の野外環境において、こどもに外遊びの機会を提供することができる人材を養成するため、外遊びの基本的な知識を学ぶ「座学」と発展的な学びの場である「実習」からなる講座を開催する。

（2）業務内容

別紙「委託仕様書」のとおり

（3）委託事業費（契約上限額）

金2,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

（4）契約期間

契約締結日～2026年3月31日

（5）費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとする。（研修会場及び相談対応において発生する費用を除く。）

3　契約に関する事項

（1）契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

（2）委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

（3）契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

4　応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 法人格を有すること。

(3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。

(4) 納期が到来している所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税を滞納していないこと。

(5) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

(6) 暴力団排除要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

(7) 業務運営に関し、必要となる各種法令に基づく許可、認可、免許等を受けていること。
(8) 本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打ち合わせ等を円滑に行い得る能力を有していること。

5　スケジュール

（１）公募開始	2025 年５月 16 日
（２）参加申請関係書類の提出期限	2025 年５月 30 日　午後５時まで
（３）質問受付締切	2025 年５月 30 日　午後５時まで
（４）質問に対する回答	2025 年６月６日予定
（５）企画提案書の提出期限	2025 年６月 27 日　午後５時まで
（６）提案会参加案内	2025 年７月４日予定
※5 社以上の提案があった場合は事務局による書類選考を実施する。	
（７）選定委員会（プレゼンテーション）の開催	2025 年７月 9 日予定
（８）委託候補者の決定	2025 年７月中旬予定
（９）契約締結・事業開始	2025 年７月下旬予定

6　応募書類の配布

（１）配布方法
神戸市ホームページに掲載
（２）配布期間
2025 年５月 16 日から同年５月 30 日午後５時まで

7　応募手続き等に関する事項

（１）参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア　受付期間	2025 年５月 16 日から同年５月 30 日午後５時まで
イ　提出書類	参加申請書（様式第１号）
ウ　提出先	地域協働局地域活性課（８その他（２）提出先、問い合わせ先参照）
エ　提出方法	電子メール。その際、必ず担当者まで電話により受信の確認を行うものとする。

（２）質問の受付

ア　受付期間	2025 年５月 16 日から同年５月 30 日午後５時まで
イ　提出書類	質問票（様式第３号）
ウ　提出先	地域協働局地域活性課（８その他（２）提出先、問い合わせ先参照）
エ　提出方法	電子メール。その際、必ず担当者まで電話により受信の確認を行うものとする。
オ　回答方法	全参加者に対して、同年６月６日（予定）に電子メールにて回答する。なお、質問者の法人名等は公表しない。

（３）企画提案書の提出

ア　受付期間	2025年６月27日午後５時まで
イ　提出先	地域協働局地域活性課（８その他（２）提出先、問い合わせ先参照）
ウ　提出方法	企画提案書提出書（様式第４号）を添えて、下記「エ　提出書類」を電子メールにて提出。その際、必ず担当者まで電話により受信の確認を行うものとする。
エ　提出書類	

＜全企業 ・団体＞

（ア）企画提案書

ａ．様式自由

ｂ．概ね20ページ以内に収め、必ずページ番号を付記すること。

ｃ．企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。

（ａ）本業務に対する考え方、実施方針

（ｂ）本業務に対する効果的な広報手段

（ｃ）本業務の実施方法、手法、スケジュール

（ｄ）本業務にかかる実施体制、支援体制

（ｅ）本業務にかかる安全管理体制

（ｆ）類似業務実績

（イ）見積書

（ウ）会社または団体概要

（エ）参加資格確認書（様式第２号）

（オ）こうべ女性活躍推進企業認定制度（ミモザ企業）、えるぼし認定、プラチナえるぼし認定、くるみん認定、プラチナくるみん、トライくるみん認定、ユースエール認定、ひょうご女性の活躍企業表彰、仕事と生活のバランス企業表彰、一般事業主行動計画　　のいずれかに該当することを証する書類（該当する場合）

＜令和6・7年神戸市入札参加資格（工事請負または物品等）を有しない場合は、以下も提出すること。＞

（カ）法人登記簿謄本　（提出日から起算して３か月以内に発行された正本）

（キ）法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各種納税証明書（直近１年分、写しでも可）

※滞納がないことを納税証明により証明すること。

※郵送または持参により提出すること。

（ク）暴力団関係者排除に係る誓約書（様式第５号）

８　選定に関する事項

（１）評価基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

ア　業務目的および業務内容の理解度【10 点】

イ　企画内容①（基礎講座の実施）【15 点】

ウ　企画内容②（実地研修の実施）【15 点】

エ　企画内容③（相談対応）【10 点】

オ　企画内容④（安全管理体制・広報）【10 点】

カ　実現可能性の高さ【10 点】

キ　実施体制の確保【５点】

ク　提案価格の妥当性【10 点】※１

ケ　男女共同参画の職場づくりへの社会的貢献度【５点】※２

コ　市内に本社及び支店があるか【10 点】※３

※１　＜算出式＞

（全参加申請者のうち最も低い提案価格）/（当該参加申請者の提案価格）×10

※２　以下のいずれかに該当している場合に「５点」とする。

評価項目	確認方法
・こうべ女性活躍推進企業認定制度（ミモザ企業）	認定証の写し ※神戸市の HP にて公表
・えるぼし認定・プラチナえるぼし認定	えるぼし認定・プラチナえるぼし認定通知書　※厚生労働省 HP にて公表

・くるみん認定・プラチナくるみん・トライくるみん認定	くるみん認定・プラチナくるみん・トライくるみん認定通知書 ※厚生労働省 HP にて公表
・ユースエール認定	ユースエール認定通知書 ※厚生労働省 HP にて公表
・ひょうご女性の活躍企業表彰	表彰状の写し ※ひょうご女性の活躍推進会議の HP にて公表
・仕事と生活のバランス企業表彰	表彰状の写し ※ひょうご仕事と生活センターHP にて公表
・一般事業主行動計画	一般事業主行動計画策定（労働局の受付印のあるもの）の写し

※３　地元企業（本社を市内に有する者）10 点
　　準地元企業（法人市民税の課税対象となる支店・営業所等を市内に有する者）５点

（２）選定方法

ア　（１）に定める内容点の合計点が最も高いものを委託候補者とする。

イ　提案者が５社以上いる場合は事務局による書類選考を実施する。

ウ　見積価格が契約上限額を上回った場合は、評価の対象外とする。

エ　プレゼンテーション

（ア）日時　2025年７月９日午前（予定）

（イ）場所　神戸市中央区加納町６丁目５－１　神戸市役所１号館23階

（ウ）内容　企画提案書に基づくプレゼンテーション（20分程度、質疑応答は別途）

※各提案者の提案時間については2025年７月４日（予定）に、提案者に連絡する。

※説明は、本業務に携わる者（責任者又はこれに準ずる者）が行うこと。

※説明の際は、企画提案書の内容に沿った説明を行うこと。

※企画提案書を提出した者は必ず出席すること。欠席の場合は選考対象から除外する。

（エ）注意事項

・アによる最高得点者が複数いる場合には、審査項目「ウ　企画内容②（実地研修の実施）」の点数が最も高い者を委託候補者とする。さらに「ウ　企画内容②（実地研修の実施）」の最高得点者も複数ある場合は、「イ　企画内容①（基礎講座の実施）」の点数が最も高い者を委託候補者とする。

・合計点が配点の６割に達していない場合は、委託候補者として選定しない。企画提案者が１者であっても同様の扱いとする。

・委託候補者が辞退又はこの公募型プロポーザル実施要領の規定に違反した事等を理由に協議が不調のときは、次点者から順に契約締結の協議を行う。

・委託候補者とは契約締結協議を行うこととし、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を可能とする。

（３）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア　選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ　他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。

ウ　事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

エ　提出書類に虚偽の記載を行うこと。

オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

（４）選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

９　その他

（１）提案に要する費用、条件等

ア　当該プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。

イ　提出された書類は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第 10 条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。

ウ　提出された書類は、選考の結果の如何を問わず、当該プロポーザルの終了後も返却しない。

エ　提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。

オ　神戸市が指示する場合を除き、提出期限以降の提出書類の変更、差し替え、追加提出若しくは再提出は認めない。

カ　参加者は、委託予定事業者の選定後、この募集要領等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。

キ　参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の企画提案募集への参加は無効とする。

（２）提出先、問い合わせ先

〒650－8570　神戸市中央区加納町６丁目５－１

神戸市地域協働局地域活性課　村上・坂田（電話番号　078-322-6837）

kobe_kodomo@city.kobe.lg.jp